

浦 監 第 324 号  
令和 5 年 10 月 27 日

浦安市監査委員 町 田 清 英

浦安市監査委員 大 塚 修 平

浦安市監査委員 宝 新

#### 浦安市職員措置請求について

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 8 月 28 日に提出された浦安市職員措置請求について、その結果を別紙のとおり公表します。

## 浦安市職員措置請求について

令和5年8月28日付けで提出された標記の件について、地方自治法（以下「法」という。）第242条に規定される住民監査請求の要件を欠くものであると判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定した。

### 記

#### 1 請求要旨

浦安市職員措置請求書（市道幹線4号中央分離帯植栽伐採）の要旨を次のように解した。

市道幹線4号中央分離帯再整備工事は、2023年7月25日付けで檜原建設㈱が45,650,000円で落札した。2023年8月の「中央分離帯工事に関するお知らせ」によれば、9月から東野3丁目に面する中央分離帯の植栽（カイヅカイブキ112本）をすべて伐採するとのことで、その理由として「植栽（カイヅカイブキ）が成長過多となり、境界を越えて通行車両に接触する恐れが高まっており、接触による傷等の発生を回避することや、視界を遮ることで事故の原因につながりかねないことから既設樹木の撤去を実施するとのことである。当該植栽（カイヅカイブキ）は「浦安市みどりを育てる条例」に基づき植樹されたものであり、その常緑針葉樹木帯は街区の品格を高めており、これを適切に保護・管理する責務を市長は負っている。

これらの樹木を伐採することは大きな損害である。

当該植栽は毎年、植栽管理業務委託により剪定が行われている。中央分離帯に植えられていることを前提に適切に剪定していれば成長過多を防止できたもので、的確な植栽管理が行われなかったことは明らかである。すべてを伐採・撤去するとの処分は乱暴なだけでなく、公金の無駄遣いである。本伐採処分（計画）は、請負契約の入札前に住民に何等かの通知も相談もなく、「浦安市まちづくり条例」に違反している。

また、9月に工事開始予定との事であり、伐採の執行を停止しなければ、損害の回復は不可能である。なお、剪定の方法によっては「境界を越えて通行車両に接触する恐れ」は解消されるため重大な危害防止を阻害する恐れはない。

よって、「植樹（カイヅカイブキ）の伐採の差し止めと伐採の執行停止」

を市長に勧告することを請求する。

## 2. 請求書の補正

本件請求について、令和5年9月13日に請求人より請求内容について、以下のとおり補正の申出があった。

### 補正の内容

「市道幹線4号中央分離帯再整備工事（その1）及び（その2）」に関わる樹木（カイズカイブキ）の伐採の差し止めと執行停止を市長に勧告すること。

## 3. 判断理由

本件措置請求について、次のように判断した。

地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求できる制度である。

その対象は、当該普通地方公共団体の執行機関や職員の財務会計上の違法若しくは不当な行為として①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結・履行、④債務その他の義務の負担、また、怠る事実として⑤公金の賦課・徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実に限られている。

住民監査請求は、住民からの請求に基づいて、地方公共団体の執行機関又は職員の行う違法若しくは不当な行為又は違法若しくは不当な怠る事実の発生を防止し、若しくは是正し又はこれらによって当該地方公共団体の財務の適正を確保し、住民全体の利益を保護することを目的とする制度であることから、地方公共団体の執行機関又は職員のあらゆる行為を対象とするものではない。

本件措置請求の対象とする樹木の伐採という行為は、文字通り木を切る行為であり、本件伐採そのものは、行為者及び行為類型の両面において、地方自治法第242条第1項に掲げる財務会計行為のいずれにも該当しない。

請求人の主張は「当該植栽が中央分離帯に植えられていることを前提に適切に剪定していれば成長過多を防止できたもので、的確な植栽管理が行われなかった、すべてを伐採・撤去するとの処分は乱暴なだけでなく、公金の無駄遣いである。」と植栽帯の適切な管理を怠ってきたことは「財産の管理を

怠る事実」によるものであると解した。

住民監査請求の対象となる財産の管理とは、財産自体の財産的・経済的価値に着目して、そのような価値の保持又は増加のために行われる行為をいい、それ以外の一般行政上の判断又は行為の結果としてそのような効果が生じる場合を含まない。

また、「本伐採処分計画は、請負契約の入札前に住民に何等かの通知も相談もなかったことは、「浦安市まちづくり条例」に違反している」と主張していることについても財務会計上の行為又は怠る事実ではなく、一般行政上の行為を怠る事実の措置を求めるものと考えられる。

よって、請求人が本措置請求の対象とする行為は、地方自治法第 242 条第 1 項に規定する「財務会計上の違法若しくは不当な行為又は違法若しくは不当な怠る事実」に該当しないと判断した。

以上のことから、本件措置請求を却下とする。